# 令和2年度事業計画

### (令和2年4月1日から令和3年3月31日)

## I 基本方針

定款の定めに基づき、地域の住生活の安定と社会福祉の増進及び地域のまちづくりに寄与することを目的に、地方住宅供給公社及び地域の住まいづくり・まちづくりを推進する法人(地方住宅供給公社等)の経営及び事業推進に関する調査研究並びに情報の収集・提供等を積極的に行う。

#### Ⅱ 事業計画

## 1 住宅・まちづくり推進事業

会員公社の経営改善や事業の円滑な推進に役立てるため、事業等に係る問題点を把握 し、その解決に向けた調査研究や、有用かつ有益な情報の収集・提供等の事業を実施す る。

### (1) 調査研究及び情報提供

- ① 会員公社の円滑な事業の推進や発展、社会的な責務の遂行に資するため、国等が 推進している住宅政策等の動向を把握し情報提供を行うとともに、公社事業を展開 していく際の諸問題等について、調査研究を行う。
- ② 会員公社の法令等を遵守した適切な業務運営等に資するため、国及び関係団体等から情報を収集し、会員公社に提供する。
- ③ 会員公社の先進的な事業の取組みについて公社間の情報交換の活性化を図るとともに、広く一般の方に向けて公社の事業や先進的な取組みを紹介し、公的賃貸住宅等への入居情報等も提供する。

### (2) 刊行物等の発行等

定期的な刊行物(業務実績資料集、組織及び役職員配置状況等)を作成し、会員公 社及び国土交通省等の関係機関に配布する。また、必要に応じて各委員会等における 検討内容等について冊子による配布やホームページへの掲載等により、周知を図る。

#### (3) ホームページの充実

会員公社の事業活動及び各委員会・部会等の情報の収集を図り、ホームページへの 迅速な掲載を行う。また、情報の掲載に当たっては、対象となる会員公社宛てに掲載 のお知らせを行い、アクセス数の増加を図る。

#### (4) 役職員研修会等の開催

国等の住宅に関連する政策や、各公社の事業推進上または業務運営上の諸問題への 対応等をテーマに研修会等を開催し、役職員の業務に関する知識向上やノウハウ構築 を図る。

令和2年度においては、総務担当者、経理担当者を対象とした研修会のほかに、技 術職員を対象とした研修会を企画し、合わせて3回程度開催する。

## (5) 「住生活月間」への対応

当連合会は、毎年10月に国土交通省及び地方公共団体等の主催により開催される「住生活月間」の実行委員会の幹事を担っており、当該事業に積極的に参加協力

するとともに、会員公社への参加協力要請を行うほか、当該事業に係るイベントや セミナー等の開催情報の提供を行う。

### (6) 各委員会の開催

### ① 理事懇談会

会員公社の事業推進等に資することを目的に、公社経営や事業全般に係る諸問題、 課題等について、情報交換や意見交換を行う。

○ 開催予定時期:11月(予定) ○ 幹事公社:大阪府住宅供給公社

### ② 事業推進委員会

国及び地方公共団体の推進する住宅政策等を踏まえ、公的事業者としての役割を 果たしながら事業を推進することを目的に調査・研究を行う。また、会員公社から の制度や法令等に関する要望について、調査及び検討を行い、必要に応じて国土交 通省等と協議等を行う。

令和2年度においては、当連合会の今後の事業運営をテーマに4回程度開催する。 なお、「団地再生に関する検討部会」については、継続して開催する。

### ③ 地域ブロック協議会

地域ブロック毎に、公社事業の円滑な推進や適正な業務運営に資することを目的として、事業に係る諸問題等について、情報交換や意見交換等を行う。

令和2年度は例年どおり9月から12月の間に開催し、各公社に共通する課題 (共通テーマ)と、地域ブロック毎に独自に設定した課題(独自テーマ)を取り上 げる。

≪地域ブロック会議開催≫

6地域ブロック4会場

- 北部地域ブロック
- 東部・中部地域ブロック(合同開催)
- 近畿・中国四国地域ブロック (合同開催)
- 九州地域ブロック

幹事公社 長野県住宅供給公社

幹事公社 神奈川県住宅供給公社

幹事公社 大阪市住宅供給公社

幹事公社 鹿児島県住宅供給公社

### 2 公社会計推進事業

地方住宅供給公社会計基準の適正な運用を図り、会計の信頼性及び透明性の確保に資することを目的に、経理業務に関する研修会の開催、企業会計及び独立行政法人等の会計に関する情報の収集・提供及び必要に応じた地方住宅供給公社会計基準(以下「公社会計基準」という。)の改訂等を行う。

#### (1) 会計基準準備委員会

昨年度検討した公社会計基準「Q&A」(平成25年度3月改定版)についての修正及び令和3年4月から適用となる「収益認識基準」などの公社会計基準に係る諸問題について、その素案の作成が概ね完了したことから、顧問会計士の最終的な確認を行うとともに、その結果を会員公社へ報告する。

また、公社会計基準「解説書」の見直しについては、今年度も引き続き検討する。 なお、これらの検討を行うため、委員会を5回程度開催する。

#### (2) 研修会の開催等

昨年度検討した公社会計基準「Q&A」の見直し及び「収益認識基準」並びに公社会計基準に係る諸問題についてなどをテーマにした経理担当者研修会を1回開催する。

また、会員公社からの会計や決算処理等に関する質問についても、顧問会計士及び事務局と連携し適切に対応する。

## Ⅲ 会 務

## 1 会員の状況 (予定)

令和2年度期首 会員数	令和2年度期中の 増減(予定)		令和 2 年度期末 会員予定数
	増	減	ZQ J LW
4 1 公社	0	0	4 1 公社
(内 訳)			(内 訳)
正会員 37公社			正会員37公社
準正会員 4公社			準正会員 4公社

## 2 総会・理事会

定款に定める定時社員総会及び通常理事会を、下記のとおり開催する。

なお、理事の退任に伴う補欠理事の選定や緊急議案が生じた場合は、臨時又は書面に よる総会・理事会を開催する。

○ 社員総会 年1回程度(6月) ○ 理事会 年3回程度(5月、6月、3月)

## 3 事務局業務

#### (1) 収支の改善

近年、会員公社の減少や事業規模の減少等により会費収入が減少する傾向にあり、 今後の事務局運営に支障を来す恐れもあることから、昨年に引き続き収支の改善に努 める。

## ① 収益の確保

現在、福利厚生事業の一環として、会員公社向けに実施している「医療保険」及び「リスク対応保険」等について、各保険会社と連携を図り加入者(社)数の増加を図り事務費収入の収益の確保に努める。

#### ② コスト削減等

当連合会が加入する団体の会費、旅費及び印刷費の必要性などの検証を行いコスト削減に努める。

#### (2) 会員公社からの相談への対応

会員からの事業、制度、法令及び会計処理に関する質問や相談に対し、迅速かつ的確に対応する。なお、質問内容が高度なものについては、顧問弁護士、顧問会計士及び国土交通省等に確認し回答する。また、必要に応じて他の会員公社及び他団体等の事業事例や業務内容等について調査し、情報提供を行う。